

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき 金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和6年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	1/2		1/2	
	国費	県(起債)	市町負担金	
			A市	B市 C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	187,812,595
近江八幡市	110,629,337
草津市	257,548,346
守山市	160,730,750
栗東市	144,481,643
甲賀市	126,065,989
野洲市	94,921,867
湖南市	79,620,624
東近江市	138,523,637
日野町	29,383,802
竜王町	24,373,660
計	1,354,092,250

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	176,921,000

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	360,152,993
長浜市	365,126,674
東近江市	28,574,283
米原市	83,382,293
愛荘町	75,287,872
豊郷町	23,015,463
甲良町	17,359,121
多賀町	22,332,801
計	975,231,500

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	6,537,500
栗東市	5,962,500
計	12,500,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	106,467,750

4処理区合計

2,625,212,500 円

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和6年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額 (円)
大 津 市	364,733,595
彦 根 市	360,152,993
長 浜 市	365,126,674
近 江 八 幡 市	110,629,337
草 津 市	257,548,346
守 山 市	167,268,250
栗 東 市	150,444,143
甲 賀 市	126,065,989
野 洲 市	94,921,867
湖 南 市	79,620,624
高 島 市	106,467,750
東 近 江 市	167,097,920
米 原 市	83,382,293
日 野 町	29,383,802
竜 王 町	24,373,660
愛 荘 町	75,287,872
豊 郷 町	23,015,463
甲 良 町	17,359,121
多 賀 町	22,332,801
計	2,625,212,500
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。	